

1. 運用益事業の意義

自動車損害賠償責任保険・共済事業によって生じた保険会社及び共済組合における準備金の運用益については、自動車損害賠償保障法第28条の3に基づき、自動車事故防止対策、救急医療体制の整備、自動車事故被害者対策、後遺障害認定対策、医療費支払適正化対策その他の対策に係る事業に活用することができることとされている。また、国は、同法附則第4項に基づき、過去の再保険事業による準備金の運用益を安定的に被害者の保護の増進や自動車事故の発生の防止に関する事業に充てることとされている。

当該規定に基づき、国土交通省では運用益事業として、被害者の保護の増進及び自動車事故の発生の防止に対する責務に則り、全国一律に提供されるべき被害者への給付、事業者への安全指導等の直接的な事業を実施している。一方、保険会社及び共済組合では、国の取組を補完・促進するもの、又は呼び水となる先駆的事业や水準向上に資する事業を行っているところである。

2. 運用益事業の見直しの経緯

平成23年1月に開催された第129回自動車損害賠償責任保険審議会において、現在の運用益事業の枠組みの下、効率化を図る観点から、国、保険会社及び共済組合が実施している運用益事業について精査する必要があるとの意見が示された。

これを踏まえ、平成23年6月に開催された「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」において、同懇談会の枠組みの中で、運用益事業の見直しに係る検討を進めることとされた。

その後、平成23年12月と本年6月に、同懇談会の委員の有志又は代理の者による会議を開催し、運用益事業の見直しの基本的な考え方を整理した上で、国、保険会社及び共済組合が実施している個別の運用益事業について、具体的な見直しのために必要な検討を行ってきたところである。

3. 運用益事業の見直しの基本的な考え方

(1) 主な論点

運用益事業は、過去の再保険事業及び現在の保険・共済事業における準備金について生じた運用益を財源として、自動車事故の被害者に対する支援等を行う支え合いの仕組みの一つである。このことを踏まえ、以下のような論点が考えられる。

なお、運用益事業の見直しに当たっては、上述の意義に照らし、当該事業の廃止や縮小によって、被害者の保護が後退することがないように留意する必要がある。

ア 運用益を財源とすることについて

運用益事業は自動車ユーザーが支払った保険料に係る準備金の運用益を財源としているが、当該事業は、このような観点から、適切なものであるか（財源論）。

例えば、自動車事故被害者とそれ以外の者の双方が利用する施設等であっても、自動車事故被害者の救済に必須のものである場合には、当該施設等について、運用益から一定の手当をする必要があるが、その規模や対象は適切であるか。

イ 事業の対象範囲について

運用益事業は被害者の保護の増進に資するものであるべきであるが、当該事業は、このような観点から、必要性が高いものであるか（必要性）。

被害者やその家族には、保険金の支払いでは補うことのできない精神的負担や介護負担等があることに鑑み、国、保険会社及び共済組合のそれぞれの役割に応じて、そのような負担を軽減するための事業に重点的に取り組まれているか。

ウ 財源の効率的な運用について

運用益事業は限られた財源により被害者の保護の増進を最大限に図るべきであるが、当該事業は、このような観点から、効率性が高いものであるか（効率性）。

運用益による支援を必要とする者や整備すべき設備等が多数・多様にわたる場合には、国、保険会社及び共済組合のそれぞれが支援を行うことが必要であるが、各事業は、被害者の保護を増進するという目的に照らして、財源の効率的な運用が行われているか。また、被害者救済事業の特性が十分に考慮されているか。

(2) 事業の見直しの方向性について

ア 事業の効果の把握・検証

上述の論点を踏まえ、国、保険会社及び共済組合において、それぞれが実施している運用益事業について、各々がこれまで行ってきた評価の仕組みにおいて、引き続き事業の規模・対象の適切性、優先度、効果等を分析し、各事業の必要性・効率性を検証することとする。

イ 検証結果を踏まえた見直し

検証の結果を踏まえ、規模の縮減やより必要性の高い事業への重点化等も含めて見直しを行うこととする。

ウ 今後の事業のあり方

国においては、被害者援護業務に重点化を図ることとされていることから（特別会計事業仕分け（平成22年10月）、（独）自動車事故対策機構第三期中期目標・計画）、これを踏まえて、運用益事業の選定に向けた作業を進めるものとする。なお、被害者援護業務のあり方については、よりきめ細

かく、直接的な支援を求める被害者等のニーズを踏まえ、事業内容の更なる検討を進めるものとする。また、事故防止対策事業については、最近の自動車事故の発生状況等を踏まえ、特に効果の大きい事業に重点化するものとする。保険会社及び共済組合においても、国と同様に、被害者支援への重点化を図る方向で作業を進めるものとする。

また、国、保険会社及び共済組合は、引き続き、自動車損害賠償責任保険審議会、「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」等の機会を通じて、被害者等のニーズを含めて、関係者の意見を把握し、必要に応じて事業の選定の過程で反映させることとする。

4. 運用益事業の各事業の検討

個別の運用益事業について、主に、運用益を財源とすること（財源論）、事業の対象範囲（必要性）及び財源の効率的な運用（効率性）（上記3.（1）ア～ウ参照）の観点から評価を行い、当該評価に基づき、別紙のとおり、平成25年度における各事業の方向性を検討した。

運用益事業の実施主体である国、保険会社及び共済組合は、上記結論を十分に尊重した上で、平成25年度における運用益事業の選定に向けた作業に取り組むことが求められる。

なお、別紙に示された各事業の検証結果は、平成25年度に向けた、あくまでも現時点での大まかな方向性を示すものであり、その具体的内容について、国、保険会社及び共済組合は、今後も財源論、必要性、効率性等の観点から、引き続き厳しく精査を行うものとする。

5. 運用益事業の選定について

運用益事業は、過去の再保険事業及び現在の保険・共済事業における準備金の運用益を財源としており、自動車損害賠償保障制度において、自動車事故被害者の救済に当たって重要な役割を果たしている。したがって、運用益事業の実施主体である国、保険会社及び共済組合は、事業の選定に当たって、自動車事故被害者、自動車ユーザー等の関係者を含め、国民全般の理解を得るための取組が求められている。

国、保険会社及び共済組合は、事業の選定方法等について、現在も情報公開を行っているところであるが、運用益事業の実施主体として、引き続き関係者の理解を得ることに十分留意するとともに、インターネットのホームページ等を活用して、事業選定の説明責任を積極的に果たしていくものとする。